

# 監 査 年 報

(令和 2 年度)

令和 4 年 3 月

香川県監査委員事務局

## はじめに

監査委員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき地方公共団体に置かれる執行機関です。

その職務は主として、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査することであり、その際、事務の執行等について、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかに、特に、意を用いることとされています。

本県の監査委員は 4 名で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から選任される委員 2 名と議会から選任される委員 2 名で構成されています。また、監査委員の事務を補助する組織として、監査委員事務局が設けられています。

本県においても、監査委員が地方自治法の規定に基づき定期監査、行政監査、財政援助団体等の監査、住民監査請求に基づく監査、例月出納検査、決算審査、財政健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を行っています。

この度、令和 2 年度対象の監査の状況を取りまとめました。本県の監査の現状を理解する一助として、参考にして頂ければ幸いです。

令和 4 年 3 月

香川県監査委員事務局

## 目 次

業務執行状況（令和2年9月～令和3年8月）	1
I 定期監査	3
II 行政監査	9
III 財政援助団体等の監査	28
IV 住民監査請求に基づく監査	30
V 包括外部監査	36

## 監査業務執行状況の概要（令和2年9月～令和3年8月）

地方自治法の規定に基づき定期監査、行政監査、財政援助団体等の監査、住民監査請求に基づく監査、例月出納検査及び決算審査等を次のとおり実施した。

### 1 定期監査については、

- 「備品の適正な管理（台帳整備、不用品決定手続）」
- 「業務委託に係る適正な事務（委託内容、契約事務）」
- 「手当等の適正な支給（通勤手当、特殊勤務手当、旅費）」

の3項目を重点項目として定めるとともに、法規性のほか経済性・効率性・有効性の観点にも留意し、令和2年11月から令和3年8月までの間に、令和2年度を対象に次の214所属について順次実施した。

また、不適正な会計処理の再発抑止の観点から、

- ①会計自主検査の確認（知事部局を除く。）
- ②監査資料の正確性の徹底
- ③外郭団体等に対する所管課の検査の実施状況の確認

についても、取り組んだ。

部 局 名	実 施 箇 所 数			部 局 名	実 施 箇 所 数		
	本 庁	出先機関	計		本 庁	出先機関	計
政策部・出納局	11	5	16	農政水産部	7	13	20
総務部	11	2	13	土木部	9	5	14
危機管理総局	2	1	3	各種委員会・議会	7	0	7
環境森林部	5	4	9	教育委員会	9	45	54
健康福祉部	8	11	19	公安委員会	30	12	42
商工労働部	4	4	8	公営企業 病院	1	3	4
交流推進部	4	1	5	計	108	106	214

監査の結果、指導注意事項が22件認められ、部局ごとに講評を行うとともに、是正改善すべき事項等が見受けられた部局については、改善等の措置状況について報告を求めた。

監査の結果については、知事、議会議長及び関係委員会等に報告するとともに、これを公表した。また、その後、関係部局から通知を受けた措置状況についても、順次これを公表した。

### 2 行政監査については、令和2年11月から令和3年9月までの間に「内部統制の整備・運用の状況について」をテーマに実施した。

内部統制制度については、地方自治法の一部改正により、知事部局において、令和2年4月から、行政サービスを安定的・継続的に提供するための仕組みとして導入され、必要な体制の整備・運用を行っているところである。内部統制実施106所属（知事部局）を対象に、内部統制のリスク対策が有効に機能しているか、自己評価による不適切な事務処理の状況等内部統制の整備・運用状況について検証した。

### 3 財政援助団体等の監査については、令和2年10月から令和2年11月までの間に、令和元年度を対象に出資団体、補助団体等について実施した。

出資団体については（公財）置県百年記念香川県文化芸術振興財団など12団体、補助団体についてはことんバス（株）など6団体、貸付団体については（公財）かがわ産業支援財団など3団体、公の施設の指定管理者については穴吹エンタープライズ（株）など5団体の延べ26団体（実団体16団体）について監査を行った。監査の結果、指導注意事項が1団体2件認められた。また、公表対象としない軽微な指導事項が5団体11件あった。

監査の結果については、知事及び議会議長等に報告するとともに、これを公表した。また、監査結果を受けて講じた措置について、知事から報告があり、これを公表した。

- 4 住民監査請求に基づく監査については、令和2年度中に2件の請求があり、処理結果は、棄却（一部却下）1件、却下1件であった。
- 5 例月出納検査については、毎月25日を例日と定め、一般会計、特別会計、基金及び公営企業会計について関係者の説明を求めるとともに、証拠書類について検査を実施した。  
検査の結果は、いずれも計数は正確であった。  
検査の結果については、知事及び議会議長に報告した。
- 6 令和2年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査については、「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、知事から審査に付された決算書及び証拠書類等について関係者の説明、定期監査の資料等を参考にして実施した。  
その結果、一般会計、特別会計については、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。  
県立病院事業会計及び流域下水道事業会計については、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。
- 7 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査については、「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、知事から審査に付された健全化判断比率等が法令等に照らし算出過程に誤りはないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを着眼点として実施した。その結果、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。
- 8 令和2年度内部統制評価報告書の審査は、「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、知事から審査に付された内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを着眼点として実施した。その結果、評価手続及び評価結果は適切に行われていることが認められた。
- 9 令和2年度包括外部監査については、外部監査人により「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」をテーマに健康福祉部子ども政策推進局に対して監査が実施され、外部監査人の求めに応じ当該監査の事務に協力した。  
監査の結果については、外部監査人からの報告書の提出を受けて、これを公表した。  
また、監査の結果を受けて講じた措置については、知事から通知があり、令和3年12月に公表した。

## I 定期監査

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 2 年度を対象に「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」について 214 所属に対して定期監査を行った。

監査結果は次のとおりであり、指導注意事項は 22 件、検討指示事項は認められなかったほか、公表を伴わないが、内容が軽微なもので文書を交付した口頭指導事項は 158 件あった。

### 1 指摘事項等の件数

部 局 名	実施所属数	指摘事項		指導注意事項		検討指示事項		計(件数)
		所属	件数	所属	件数	所属	件数	
政策部・出納局	16 (15)			2 (3)	2 (3)			2 (3)
総 務 部	13 (13)			1 (4)	1 (4)			1 (4)
危機管理総局	3 (3)			1 (1)	1 (1)			1 (1)
環境森林部	9 (9)			1 (1)	1 (1)			1 (1)
健康福祉部	19 (18)			3 (4)	3 (5)			3 (5)
商工労働部	8 (8)			1 (1)	1 (1)	0 (1)	0 (1)	1 (2)
交流推進部	5 (5)			0 (1)	0 (1)			0 (1)
農政水産部	20 (20)			4 (7)	5 (8)			5 (8)
土 木 部	14 (14)			0 (5)	0 (5)			0 (5)
各種委員会・議会	7 (7)			0 (1)	0 (1)			0 (1)
教育委員会	54 (54)			7 (16)	7 (21)			7 (21)
公安委員会	42 (42)			1 (1)	1 (1)			1 (1)
公営企業病院局	4 (4)			0 (3)	0 (6)			0 (6)
合 計	214 (212)	0 (0)	0 (0)	21 (48)	22 (58)	0 (1)	0 (1)	22 (59)

(注) カッコ書は、令和元年度対象の件数である。

#### (参考)

##### 用語の説明

##### 1 指摘事項

指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正でないもので、法令等に違反した執行となっているもの、歳出予算の目的及び範囲に違反した執行となっているもの、著しく不経済又は非効率的執行となっているものなどをいう。

##### 2 指導注意事項

指導注意事項は、財務に関する事務の執行等が適正でないもので、指摘事項に当たらないものをいう。ただし、内容が軽微なもので、予備調査時における事務局職員による指導で足りると認められるものを除く。

##### 3 検討指示事項

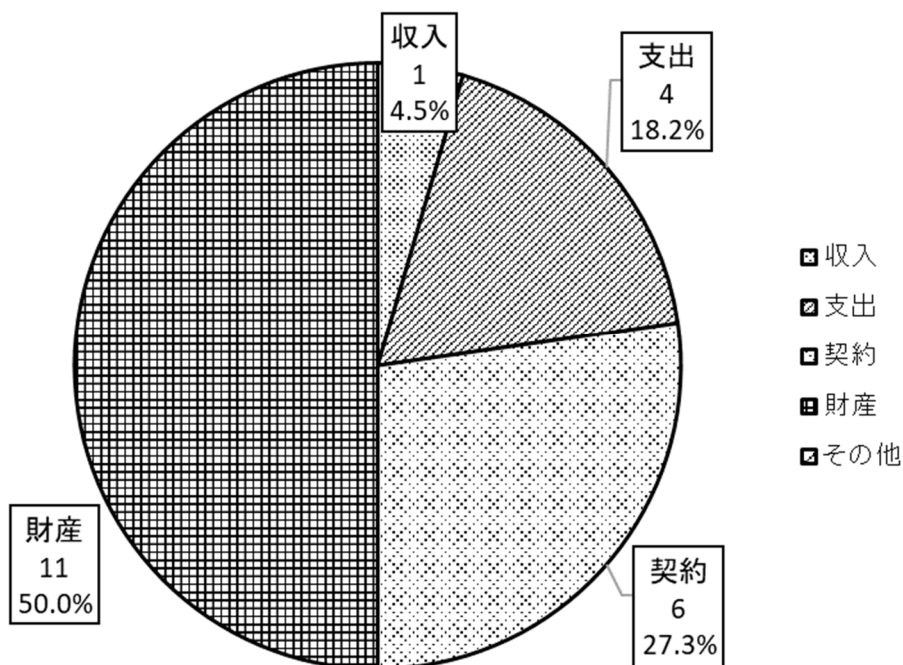
検討指示事項は、法令の趣旨や制度の運用実態などから、事務事業を適正かつ効果的に実施するうえで、今後、検討が必要と判断されるものをいう。

2 指導注意事項の内容別内訳（総括表）

（単位 件）

部 局 名	収入	支出	契約	財産	その他	計
政策部・出納局	1	0	1	0	0	2
総務部	0	0	1	0	0	1
危機管理総局	0	0	0	1	0	1
環境森林部	0	0	1	0	0	1
健康福祉部	0	2	0	1	0	3
商工労働部	0	0	0	1	0	1
交流推進部	0	0	0	0	0	0
農政水産部	0	1	0	4	0	5
土木部	0	0	0	0	0	0
各種委員会等	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	1	2	4	0	7
公安委員会	0	0	1	0	0	1
公営企業病院	0	0	0	0	0	0
合 計	1	4	6	11	0	22

図 指導注意事項の内訳（区分、件数、構成比）



(ア) 収入(証紙を含む。)

(単位 件)

調定	証紙	帳簿整理	収納	その他	計
0	1	0	0	0	1

(イ) 支出

(単位 件)

予算執行	職員手当	旅費	賃金報酬	その他	計
0	1	2	0	1	4

(ウ) 契約(工事を含む。)

(単位 件)

履行確認	契約締結	仕様書	予定価格	契約額	その他	計
2	2	1	1	0	0	6

(エ) 財産(物品を含む。)

(単位 件)

帳簿整理	財産管理	物品管理	契約	その他	計
1	2	6	2	0	11

(オ) その他

(単位 件)

団体検査 等	監査資料 記載誤り	その他	計
0	0	0	0



3 指導注意事項の具体的内容(22件)

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
政策部・出納局 収入  契約	ア 証紙により徴収する岩石採取計画(変更)認可申請手数料、特殊車両通行許可申請手数料及び屋外広告物申請手数料について、令和2年度の証紙収納簿を作成していなかった。(小豆総合事務所)  ア 業務委託に係る契約について、仕様書の不備により器具の設置場所等が特定できないものが1件、また、仕様書で定める書類の一部が提出されていないものが1件あった。(県立ミュージアム)	ア 直ちに未作成分の証紙収納簿を作成した。今後は、証紙を貼付した申請書の提出があったときは、速やかに証紙収納簿に登録し、所属長による検印を行う。  ア 契約の仕様書で定める書類が提出されていないものについては、直ちに提出を受け、内容を確認した。今後は、仕様書の作成にあたっては、不備がないよう、また、提出書類漏れがないよう確認を徹底する。
総務部  契約	ア 契約額が50万円を超える「インターネット情報サービス利用契約」について、予定価格調書を作成していなかった。(総務学事課)	ア 今後は、会計規則や出納事務の手引などを十分に確認し、再発防止に努める。
危機管理総局 財産	ア 県有自動車4台について、6か月法定点検をしていなかった。(危機管理課)	ア 該当車両4台については、法定点検を実施した。今後は、道路運送車両法に基づき、遺漏のないよう厳正に管理するとともに、遅滞なく計画的に法定点検を実施する。
環境森林部  契約	ア 消防設備保守点検業務委託について、業務委託期間が終了する前に履行確認をし、委託料を支払っていた。(環境保健研究センター)	ア 該当契約翌年度の令和2年度の消防設備保守点検業務委託契約については、業務委託期間終了日に提出された業務完了報告書を基に履行確認を行った。今後は、委託内容と期間を確認し、履行確認を適切に実施する。
健康福祉部  支出	ア 依頼旅費について、誤って所得税を源泉徴収していたものが2件あった。(子ども家庭課)  イ 県外旅費について、旅費システムへの経路の入力漏れ等による旅費の支給誤りが3件あった。うち1件については、朝食代の二重計上があった。(子ども女性相談セン	ア 2件について、所得税控除額を所得税控除額なし(204条非該当)に変更し、所得税控除額分を対象者に還付した。今後は、確認を徹底し、再発防止に努める。  イ 直ちに修正手続きを行い、令和3年3月に不足額の支給及び朝食代の返納を行った。今後は、旅費システムへの入力内容の確認について、これまで以上に徹底して行

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
物品	<p>ター（西部子ども相談センター））</p> <p>ア 貸付物品であるサーバ1台について、県に返却する手続きをしているにもかかわらず、実際は貸付先が廃棄を行っていた。（長寿社会対策課）</p>	<p>うこととする。</p> <p>ア 今後は、同様の事態が起こらないよう、返納通知作成後は直ちに貸付先から返納してもらうよう徹底する。また、貸付先に廃棄を依頼する場合には、文書にて依頼を行うとともに廃棄時には職員が立ち会う等適切な物品管理に努める。</p>
商工労働部 物品	<p>ア 現に保有する郵便切手の額が、郵便切手受払簿に登録された保管金額よりも多かった。（高等技術学校）</p>	<p>ア 直ちに保有する郵便切手を確認のうえ、郵便切手受払簿を修正した。今後は、現品と台帳の突合を行うチェック体制を強化し、確認を徹底する。</p>
交流推進部	該当なし	該当なし
農政水産部 支出 物品 財産	<p>ア 水田活用耕畜連携支援事業費補助金交付要綱について、新規補助事業である水田活用耕畜連携加速化事業を追加するにあたり、実績報告書及び額の確定について規定されていないなど不備があった。（農業生産流通課）</p> <p>ア 備品であるパソコン1台について、現物確認ができていないにもかかわらず、出納員による照合検査において確認済みとしていた。また、現物の所在を十分調査しないまま、廃棄処分手続を行っていた。（畜産試験場）</p> <p>イ 郵便切手類受払簿について、受払の都度、登記や保管状況の確認をしていなかった。（農業大学校）</p> <p>ア 普通貨物自動車及び小型貨物自動車について、6か月法定点検をしていなかった。（畜産試験場）</p> <p>イ 庁舎保守点検等業務委託において、消火器やガス漏れ火災警報設備の点検結果が不良と報告されているにもかかわらず、その対応が</p>	<p>ア 令和3年度補助事業から適正に実施できるよう、直ちに水田活用耕畜連携支援事業費補助金交付要綱を改正した。</p> <p>ア 該当パソコンについては、廃棄処分を行った。今後は、備品の現物確認を確実に行う。また、備品の廃棄処分時には、現物の所在を十分に調査した上で、不用品の決定と廃棄処分の決定手続を確実に行う。</p> <p>イ 未登記の受払について、直ちに郵便切手類受払簿に登録した。今後は、受払の都度、登記と保管状況の確認を行うよう徹底する。</p> <p>ア 該当車両の法定点検を行った。今後は、道路運送車両法に基づき、公用車の法定点検について遺漏のないよう厳正に管理するとともに、遅滞なく計画的に実施する。</p> <p>イ 点検結果が不良と報告された消火器やガス漏れ火災警報設備については、直ちに交換した。今後は、点検結果を踏まえ、設備等の適正</p>

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
	3年以上講じられていなかった。 (農業試験場)	管理に努める。
土木部	該当なし	該当なし
各種委員会・議会	該当なし	該当なし
教育委員会	<p>支出</p> <p>ア 前年度指導していたにもかかわらず、高速道路利用に係る通勤手当について、過大に支給しているものがあつた。(観音寺総合高等学校)</p> <p>財産</p> <p>ア 物品の貸付契約書について、相手側の契約印がないものがあつた。(高松北高等学校)</p> <p>イ 貸付物品であるパソコンについて、不用品として廃棄決定の手続をしたが、返納させず、廃棄処分もしていないものがあつた。また、その状態で物品貸付簿の返納確認印欄及び不用品決定併廃棄処分伺書の廃棄済確認印欄に押印していた。(保健体育課)</p> <p>ウ 物品の貸付契約について、一部返納に係る変更契約を締結していなかった。また、貸付先から提出された管理状況報告書と契約書の貸付物品一覧の内容が一致していなかった。(五色台少年自然センター)</p> <p>エ 工作物の改修について、公有財産簿の修正ができておらず、公有財産異動報告伺書を財産経営課長へ送付していないものがあつた。また、修繕工事の検査を適切に行う必要があつた。(石田高等学校)</p> <p>契約</p> <p>ア A重油の単価契約について、変更契約をする場合は、積算の根拠を明らかにする必要がある。(三木高等学校、善通寺第一高等学校)</p>	<p>ア 直ちに戻入手続きを行った。今後は、利用実績の入力確認を徹底する。</p> <p>ア 直ちに双方の貸付契約書を確認し、契約印を押印した。今後は、契約の相手方の押印を確認後、県の押印を行うよう徹底する。</p> <p>イ 直ちに該当の物品を貸付先から回収のうえ、電磁的記録媒体としての廃棄処分を行った。今後は、廃棄を決定した物品については、速やかに廃棄する。また、物品貸付簿の返納確認印欄及び不用品決定併廃棄処分伺書の廃棄済確認印欄については、物品を返納・廃棄したことを確認してから押印することを徹底する。</p> <p>ウ 直ちに、一部返納に係る変更契約を締結した。今後は適正な貸付物品契約の事務の執行に努める。</p> <p>エ 直ちに異動報告を行った。今後は適切に検査を実施し、異動報告を徹底する。</p> <p>ア 今後は、資源エネルギー庁発表の価格調査を参考にするとともに、価格の変動動向や変動率等を調査し、適正な価格を積算する。</p>

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
公安委員会 契約	ア 前年度指導したにもかかわらず、非常用自家発電設備点検業務について、9月に実施した点検に係る作業報告書が提出されていなかった。（機動隊）	ア 直ちに不足の作業報告書を委託業者から提出させ、契約の内容どおりに履行されていることを再確認した。 今後、成果報告書の内容の確認に基づく適正な検査の実施を始め、事務処理を適切に行うよう関係職員に改めて周知するとともに、会計課職員を含めた複数の職員による確認を徹底する。
病院局	該当なし	該当なし

## II 行政監査

### 第 1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 2 項の規定に基づき、県の事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査するものである。

### 第 2 令和 2 年度監査のテーマ及び選定理由

#### 1 監査のテーマ

内部統制の整備・運用の状況について

#### 2 選定理由

平成 29 年の地方自治法の一部改正により、令和 2 年 4 月から、行政サービスを安定的・継続的に提供するための仕組みとして「内部統制制度」が導入され、必要な体制の整備・運用を行っているところである。

そこで、内部統制のリスク対策が有効に機能しているか、自己評価による不適切な事務処理の状況等内部統制の整備・運用状況について検証し、より効率的で正確な事務の実現のため、監査を実施した。

### 第3 内部統制の取組

#### 1 基本的な考え方

本県においては、内部統制制度の導入に当たり、事務処理の適正確保を進めるための基本的な考え方として、香川県内部統制基本方針を令和2年4月1日に策定した。内部統制の対象事務は財務に関する事務として、次に掲げる内部統制の目的を達成するよう、組織的に取り組むこととしている。

- (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行
- (2) 財務報告等の信頼性の確保
- (3) 業務に関わる法令等の遵守
- (4) 資産の保全

#### 2 体制

内部統制に関する最高責任者である知事を統括責任者に、副知事を副統括責任者としている。その下で、審議監を統括推進責任者に、各部（総）局長を統括推進者とし、各所属長が推進者となって、所属単位で内部統制の取組を進め、総務部長が統括評価責任者、人事・行革課長を統括評価者、会計課長を副統括評価者（財務事務担当）として取組の評価を行うこととしている。

#### 3 取組状況

令和2年1月6日	香川県内部統制本部会議設置要綱施行
令和2年1月27日	令和元年度第1回香川県内部統制本部会議開催
令和2年1月29日 ～ 2月6日	内部統制に関する所属長研修
令和2年4月1日	香川県内部統制基本方針策定
令和2年4月1日	内部統制の体制等に関する実施要綱施行
令和2年4月1日	リスク評価シート作成
令和2年7月14日	新任所属長研修
令和2年8月25、31日、9月2日	内部統制に関する研修会開催
令和2年9月30日	所属長による中間自己評価実施
令和2年10月 ～ 令和3年2月	内部統制現地検査実施
令和3年3月31日	所属長による最終自己評価実施
令和3年7月5日	令和3年度第1回香川県内部統制本部会議開催
令和3年7月6日	香川県内部統制評価報告書作成

※その他、人事・行革課主催の階層別研修、会計課主催の会計事務研修においても内部統制に関する説明を実施

## 第4 監査の実施概要

### 1 実施期間

令和2年11月から令和3年9月まで

### 2 対象

#### (1) 所属

令和2年度に内部統制制度を導入した知事部局の全所属（106所属）

#### (2) 対象

財務事務に関する内部統制の取組のうち、以下のものを対象とする。

ア リスク評価・リスクへの対応策の整備

イ 内部統制の運用

### 3 主な着眼点

各所属長が年度当初に作成する「リスク評価シート（財務に関する事務）」<sup>1</sup>、上半期を自己評価した「リスク評価シート（財務に関する事務）【中間自己評価】」<sup>2</sup>の検

---

<sup>1</sup> 各所属長が所管する事務のうち、不適切事項が発生するリスクがある事務について、その内容、対象事務、影響度、影響範囲、不適切事項の過去発生、監査等での指摘の有無、リスクへの対応、関連法令・規則を記載したもので、所属長が年度当初に作成する。各業務は、130項目の業務区分に分類される。以下「リスク評価シート」と表記する。

<sup>2</sup> リスク評価シートを基に事務を執行した結果、年度上半期に発生した不適切事項の内容、原因、改善方針を記載したもので、10月15日までに作成する。以下「中間自己評価シート」と表記する。

<sup>2</sup> 所属で実施する事業でリスクの発生が想定される事務

証を主な着眼点とした。

(1) リスク評価シート

- ア 該当する事務<sup>3</sup>の「有」「無」は適切に選択されているか。
- イ 過去発生<sup>4</sup>及び監査指摘<sup>5</sup>の「有」「無」は適切に選択されているか
- ウ 影響範囲及び影響度は適切に選択されているか。
- エ リスクへの対応の内容は適切か。

(2) 中間自己評価シート

- ア 不適切事項<sup>6</sup>の「有」「無」、不適切事項の内容は適切か。
- イ 不適切事項の原因及び改善方針の内容は適切か。
- ウ 改善方針に沿って対応しているか。

#### 4 実施内容

- (1) 平成 27 年度から令和元年度対象までの財務監査<sup>7</sup>結果について、指摘事項<sup>8</sup>の件数及びその傾向を分析した。
- (2) 所属長がリスクを適切に評価しているか、評価シートの記載事項について、次のとおり検証した。

---

<sup>3</sup> 所属で実施する事業でリスクの発生が想定される事務

<sup>4</sup> 過去 3 年間の会計事務検査における指摘等の「有」「無」

<sup>5</sup> 過去 3 年間の監査による指摘の「有」「無」

<sup>6</sup> 不適切な事務処理

<sup>7</sup> 財務監査

地方自治法第 199 条第 1 項の規定により、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。毎年度実施している。

<sup>8</sup> 指摘事項

財務監査の結果において、是正又は改善が必要である事項は、内容の重大さに応じて、指摘事項、指導注意事項、検討指示事項、又は口頭指導事項に区分して指摘する。以下まとめて「指摘事項」と表記する。

ア リスク評価シート

(ア) 適切なリスク選択、記載漏れの有無

(イ) リスクへの対応策

イ 中間自己評価シート

(ア) 不適切事項の内容

(イ) 不適切事項の原因

(ウ) 不適切事項の改善方針

(3) (1) 及び (2) を踏まえ、所属における主な事務のリスク対応の運用状況と、不適切事項の処理状況について、所属長等に対するヒアリングを財務監査に併せて実施した。

ヒアリング項目 (リスクへの対応策)

(ア) リスク対応の方法

(イ) 確認頻度

(ウ) 確認範囲

(エ) 不適切事案の対応

(4) 令和 2 年度対象の財務監査の結果を分析し、内部統制の運用の状況を検証した。

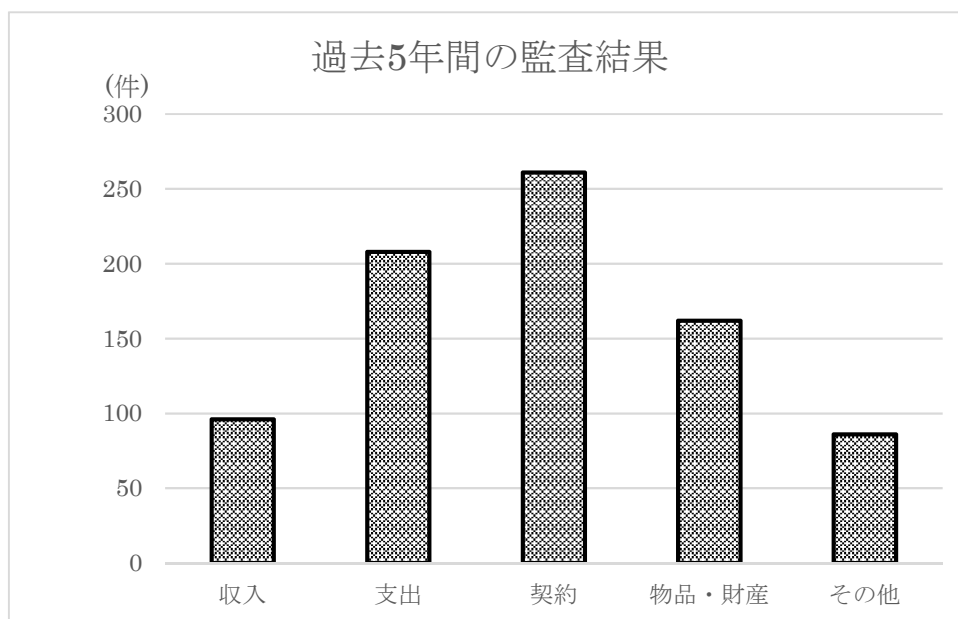
## 第 5 監査結果

### 1 過去 5 年間の財務監査結果

(1) リスク評価シートの記載内容を検証するため、過去 5 年間 (平成 27~令和元年



度対象財務監査)の監査結果の分析を行ったところ、次のような傾向があった。  
支出、契約の指摘事項数が多い。



## 2 適切なリスク評価

### (1) リスク評価シートの検証

ア リスクのおそれのある事務の「有」「無」は適切に選択されているか。

- ・ 「有」「無」の選択漏れの項目はなかった。
- ・ 概ね適切に選択されていたが、事務実績があるにもかかわらず、リスク「無」としている所属が3所属あった。

#### <意見>

リスクの有無は所属長の判断であるが、その参考となるよう事務実績がある場合の、リスク有無についての判断基準を示されたい。

年度途中にリスクのおそれのある事務が新たに発生した場合の取扱いやシートの記載方法について検討されたい。

イ 過去発生及び監査指摘の「有」「無」は適切に選択されているか。

上記1の過去の財務監査結果との照合の結果、適切に選択されていた。

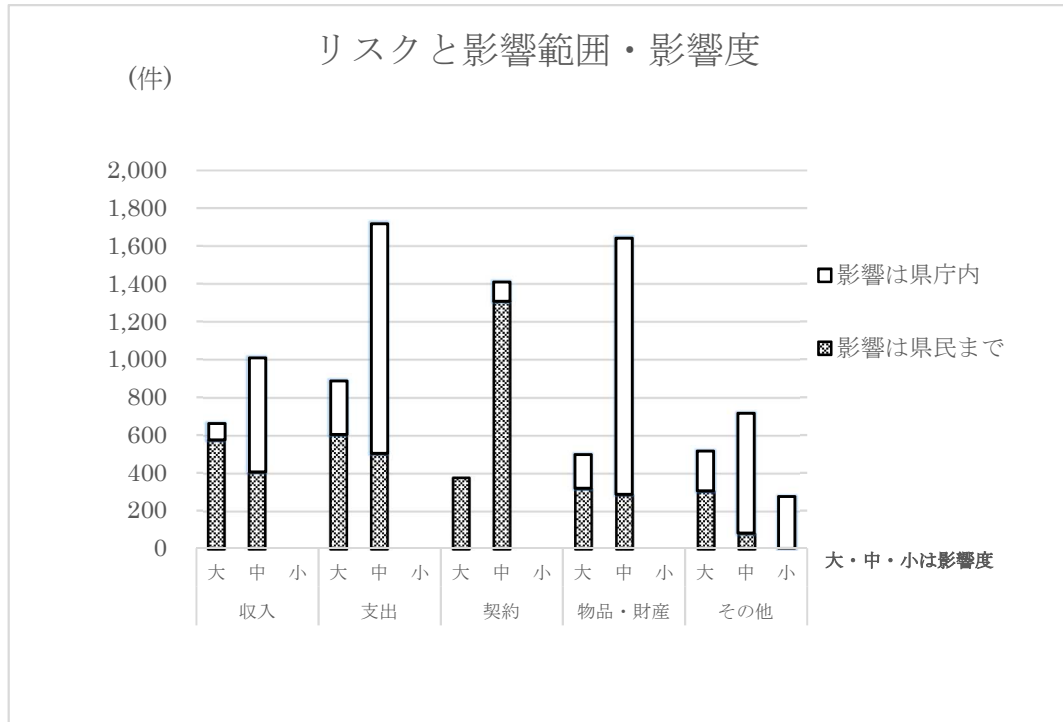
ウ 影響範囲及び影響度は適切に選択されているか。

未選択はなかった。

なお、「影響範囲」と「影響度」については、制度所管課（人事・行革課）において分析を行っており、所属長はその内容を確認することとなっているが、所属長において変更した項目はなかった。

「影響範囲」の状況は、収入、支出、契約の項目<sup>9</sup>で「県民まで影響」と判断しているものが多い。

「影響度」の状況でも、収入、支出、契約の項目は、全所属で「影響度」は中程度以上と判断している。



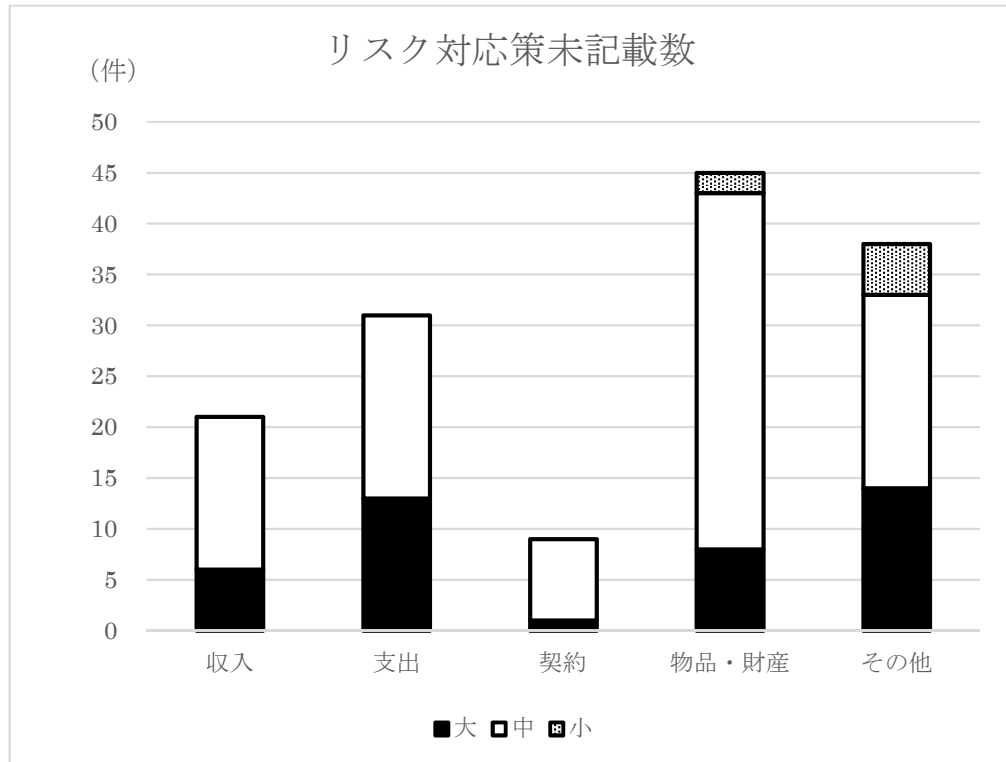
## エ リスクへの対応策は適切か。

(ア) リスク「有」としているにもかかわらず、リスクへの対応策の記載がないものが28所属、144件（全所属のリスク「有」事務総数の約1.5%）あった。

(イ) 対応策がなかった項目について、事務を分類して、影響度の大きさと影響範囲を分析した。

- ・ 対応策の記載がなかったのは、物品・財産において顕著である。
- ・ 「影響度」が中以上のものが大半を占める。
- ・ 対応策のなかった28所属、144件のうち、事業名、対応策の記載の双方とも記載がないものが23所属106件、具体的な事業名は明記されているものの対応策の記載がないものが13所属38件あった。

<sup>9</sup> 項目分類は、収入、支出、契約、物品・財産を基本区分とし、リスク評価シートの分類で、基本事項、歳入歳出外現金、個人情報保護、ICTについては、その他とした。



〈意見〉

リスクがあるにもかかわらず対応策を定めないことは、内部統制の運用上、問題であることから、当該記載漏れ等の対策を検討されたい。

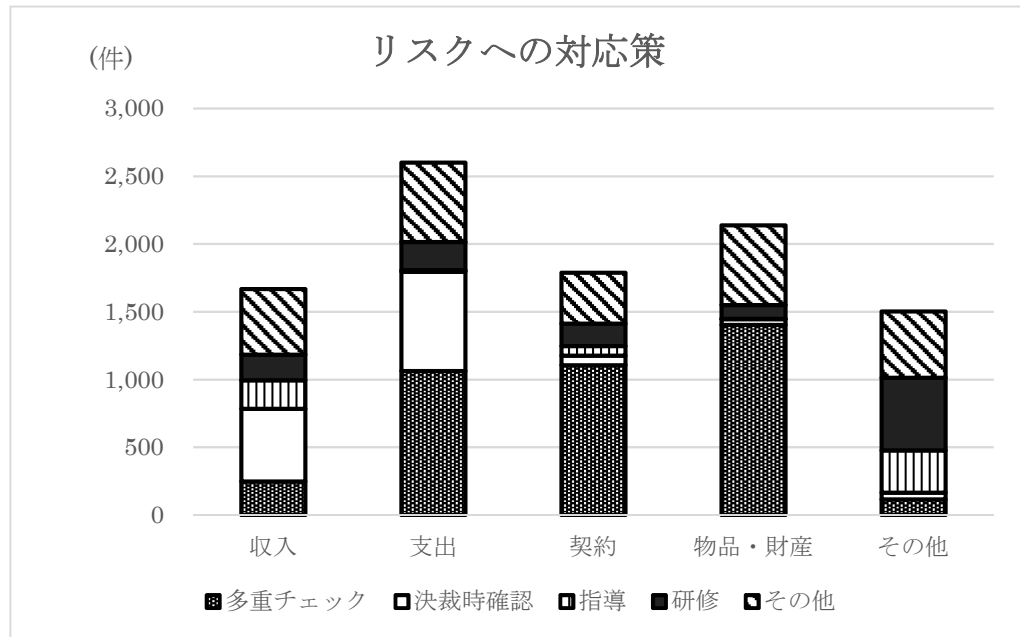
オ リスクへの対応策として、所属長は多重チェック<sup>10</sup>、決裁時確認、指導、研修を行うとしている。

過去の監査結果<sup>11</sup>での指摘事項として件数の多い支出、契約、物品・財産については、各所属のリスクへの対応策としての多重チェックの割合が大きく、「影響度」及び「影響範囲」<sup>12</sup>の大きい支出、契約での多重チェックの割合が大きい。

<sup>10</sup> リスク対応策に複数人、担当者以外、副担当、協議等でのチェックの記載があるもの。

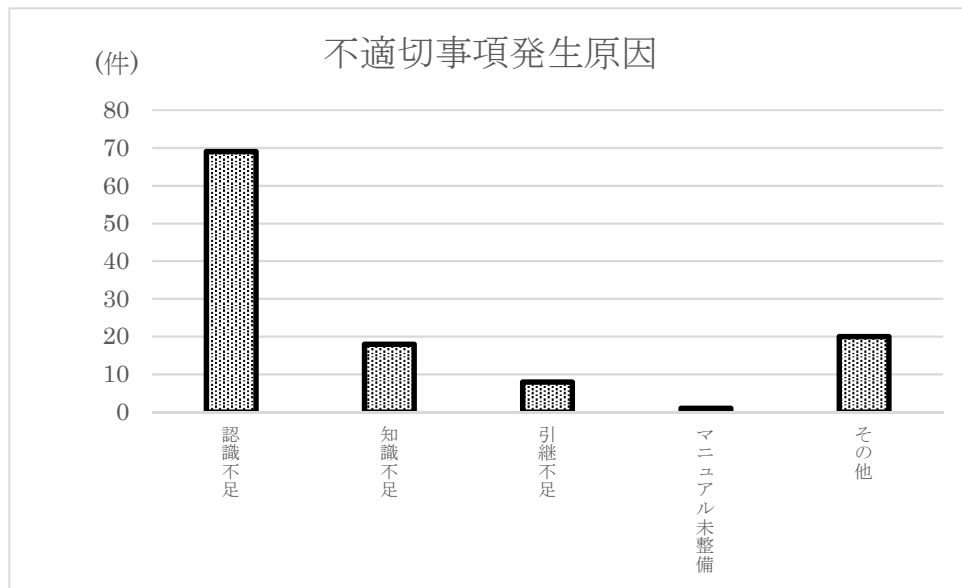
<sup>11</sup> 6頁 図表「過去5年間の監査結果」を参照

<sup>12</sup> 7頁 図表「リスクと影響範囲・影響度」を参照

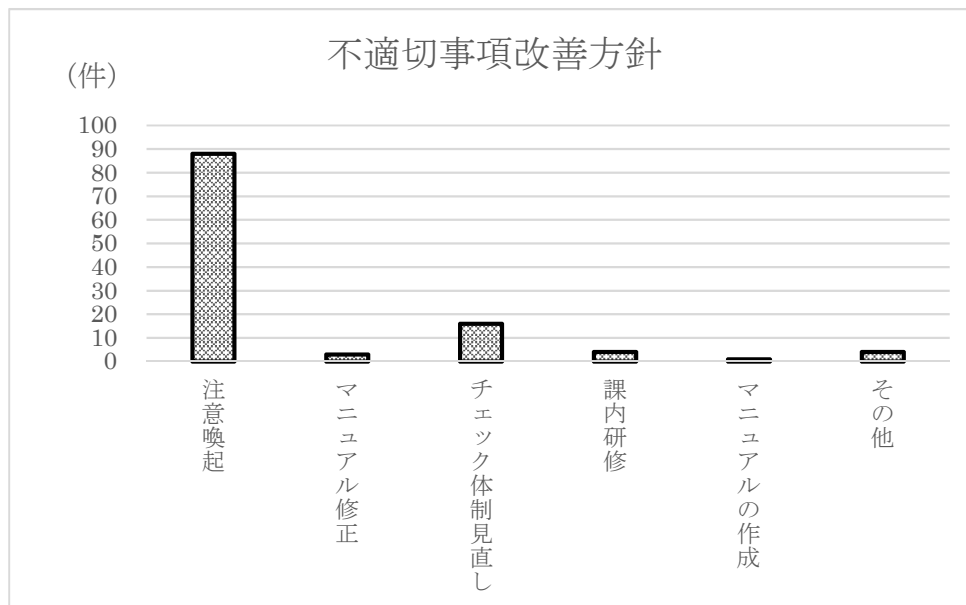


(2) 中間自己評価シートの検証

- ア 中間自己評価において、51 所属、116 件の不適切事項の報告があった。
- イ そのうち、同一のリスク内容で、繰り返し不適切事項が発生している事例があった。
  - (ア) リスク評価シートの監査指摘「有」としている項目で、中間自己評価時に不適切事項が「有」となっているものが 12 所属 13 件あった。
  - (イ) 過去発生「有」としている項目で、中間自己評価時に不適切事項が「有」となっているものが 11 所属 20 件あった。
- ウ 不適切事項が「有」と記載されているもので、「内容」、「原因」、「改善方針」の記載されていないものはなかった。
- エ 不適切事項の発生原因としては、「認識不足」、「知識不足」が全体の約 75% を占めている。



オ 不適切事項の改善方針としては、「注意喚起」が最も多く、全体の約 76%を占めている。



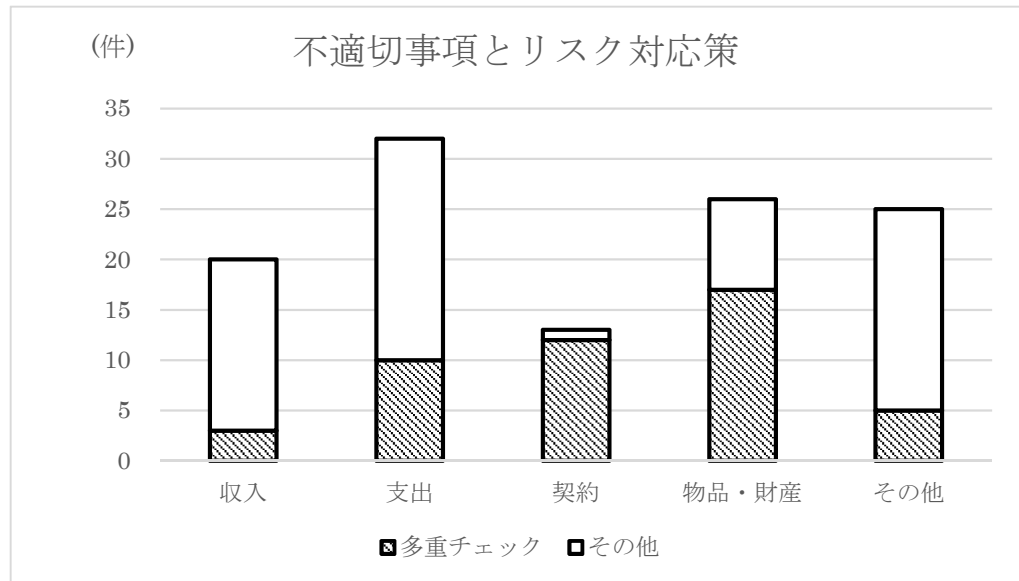
カ 改善方針の多くが「注意喚起」である中で、「原因」をマニュアルの未整備と分析して、「マニュアル作成・修正」を行った所属が 4 所属あった。このような取組は、単なる「注意喚起」よりも、不適切事項の再発防止がより期待できる。

キ 統括評価者が、年度の途中であっても、「自己評価のチェックポイント」を作成して、具体的に記載例を掲載し、点検項目や注意箇所を示すなどの対応した

ことは評価できる。

ク 不適切事項 116 件のうち、所属長が当初作成していたリスク評価シートでのリスク対応策は、以下のとおりである。

- ・ リスク評価シートで多重チェックとしていたものは、47 件(約 41%)であった。
- ・ 契約と物品・財産について、多重チェックの割合が高い。



今後の内部統制の運用や財務監査において、多重チェックを行っていたにも関わらず発生した不適切事項の改善方針としての「注意喚起」の有効性については、注視していく必要があると考える。

〈意見〉

中間自己評価での不適切事項の発生原因の多くが、認識不足、知識不足となっているので、その対応を検討されたい。

### 3 所属長の運用状況

(1) 過去5年間の財務監査結果<sup>13</sup>で指摘事項数の多い、支出、契約について、以下のことについて所属長からヒアリングを実施した。

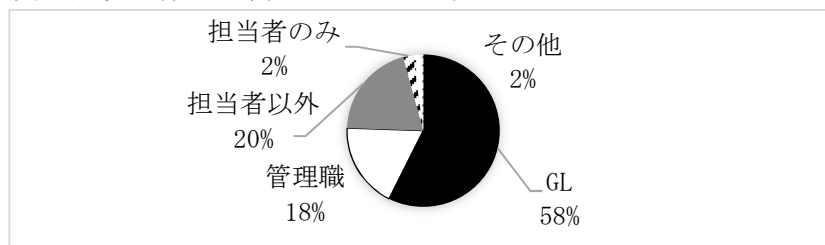
ア リスク評価シートのリスクへの対応策の記載内容と実態について

イ 中間自己評価に記載されている不適切事項についての対応について

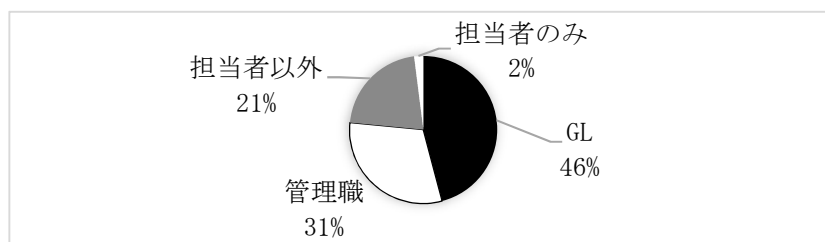
(2) 支出、契約事務における主なチェック担当者についてのヒアリングの結果は以下のとおりである。

ア 支出について

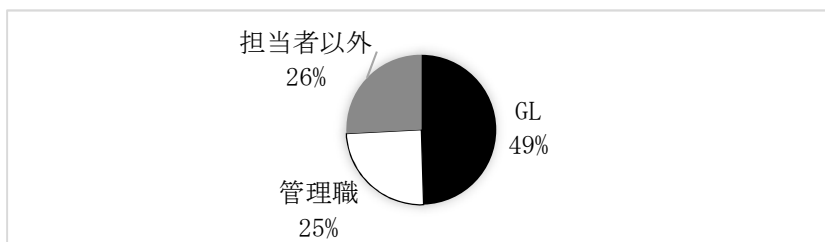
(ア) 資金前渡事務処理確認についての対応



(イ) 諸手当関連リスク（関係書類、不正要求、誤支給）についての対応



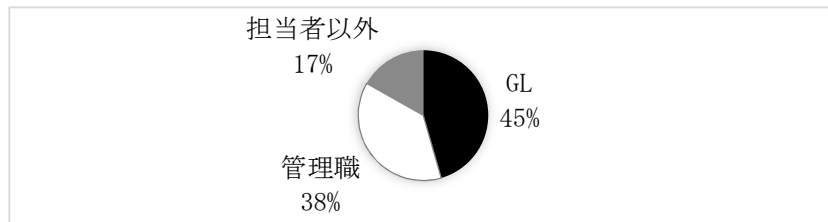
(ウ) 物品購入伺の有無、時期、納品書の不備、納品確認に係るリスクについての対応



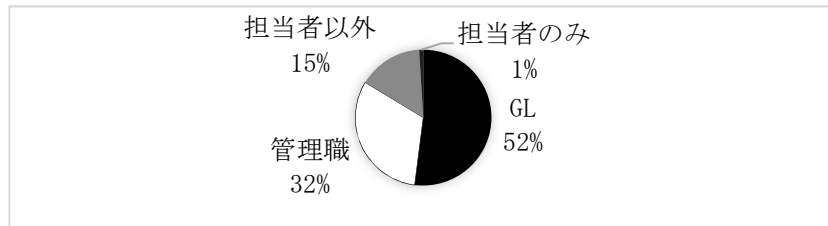
<sup>13</sup> 6頁 図表「過去5年間の監査結果」を参照

イ 契約について

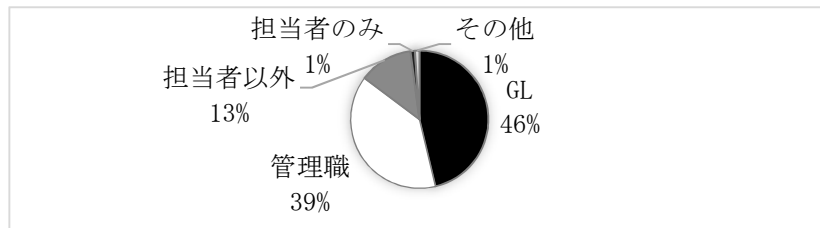
(ア) 仕様書・設計書・予定価格についての対策



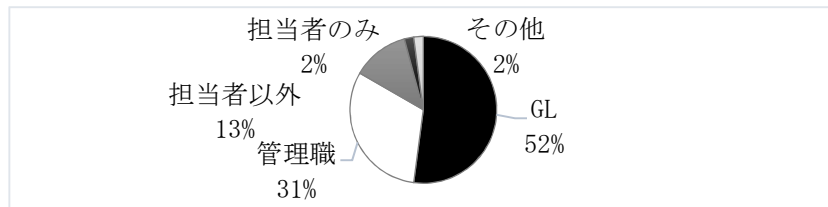
(イ) 入札保証金・契約保証金（減免判断、減免理由不明確等）についての対策



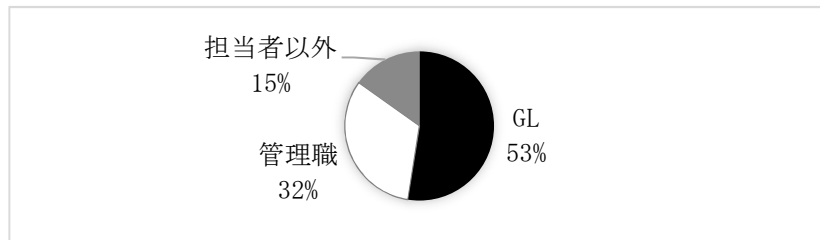
(ウ) 入札方式（一般・指名、随意）選択、要件についての対策



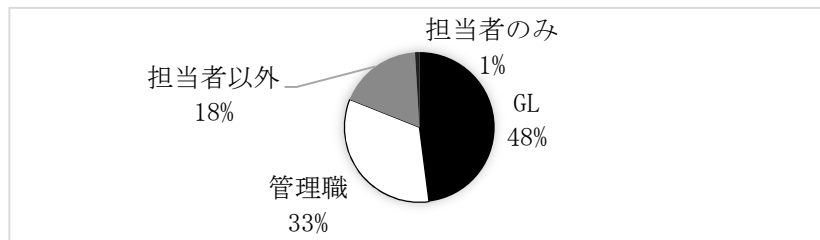
(エ) 随意契約公表漏れ、企画提案方式不選択理由通知についての対応



(オ) 契約締結（契約書作成、契約手続）



(カ) 履行確認の不適切への対策





ウ 支出、契約のリスクへの対応策について、ヒアリング結果を分析すると、以下のとおりである。

(ア) リスクへの対応策として多重チェックを記載している所属で、記載とは異なる担当者一人のチェックなどを回答した所属はなかった。

(イ) GL（グループリーダー）<sup>14</sup>が決裁時に点検を行う割合が高い。この場合には、決裁ごとに全件を点検している。

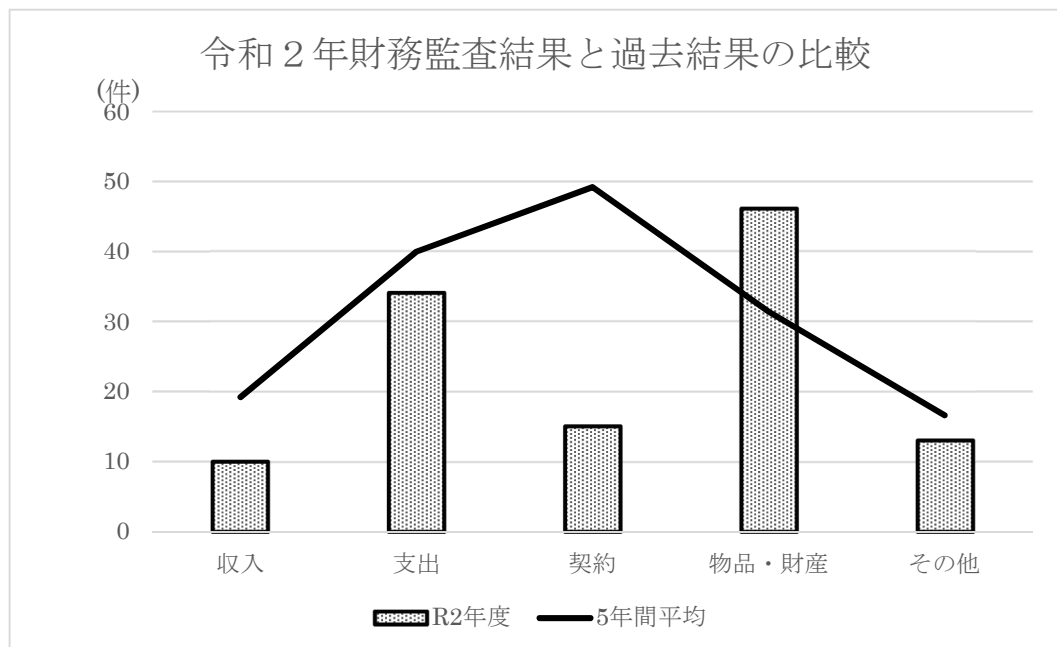
(ウ) 新規事業や他所属と関連する事務については、副担当を含めて対応、協議を実施している等の多重チェックでの対応の傾向があった。

(3) 中間自己評価に記載している不適切事項の対応について

全ての不適切事項は、改善方針に沿って対応済みであった。

#### 4 令和2年度対象の財務監査結果等

(1) 内部統制制度が導入された令和2年度を対象とした財務監査結果の概要は以下のとおりである。



<sup>14</sup> 県の組織では、課の事務を効率的に処理するため、課に、グループを置くことができ、グループには、グループリーダーを置き、課長補佐、室長補佐、専門補佐又は副所長の職にある者をもって充てるものとされている。

- ア 過去5年間の財務監査結果<sup>15</sup>の傾向に比べ、物品・財産の指摘事項が多く、契約の指摘事項が少なくなっている。
- イ 物品・財産は、46件で、令和2年度対象財務監査の全指摘事項は118件で、そのうち約39%を占める。
- ウ 物品・財産の指摘事項46件のうち、同じ内容の指摘事項としては、パソコン等の情報機器の廃棄の手続きとその廃棄情報のシステム入力に関するものが10件あった。

〈意見〉

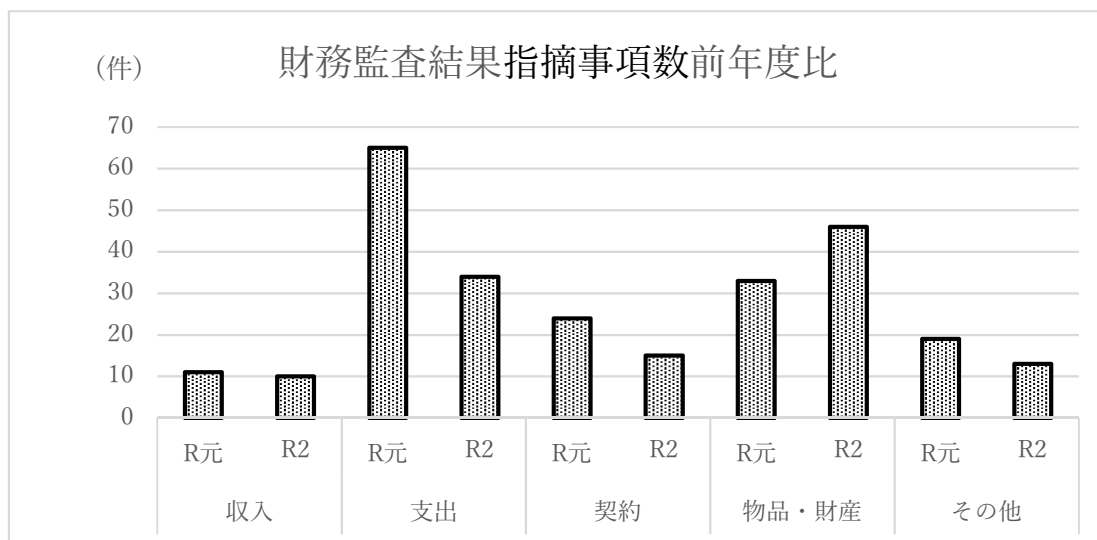
複数の所属で共通の原因で発生しているリスクについて、対応を講じられたい。

---

<sup>15</sup> 6頁 図表「過去5年間の監査結果」を参照

## エ 令和2年度対象財務監査結果の前年度比

- ・ 物品・財産での指摘事項が増加している。
- ・ 他の全区分では全て減少となっており、特に支出の減少が顕著である。
- ・ 指摘事項総数では、平成30年度対象162件、令和元年度対象152件、令和2年度対象は118件であり、減少傾向である。



その他の多くは、監査資料の修正箇所が多い旨の指摘である。

### (2) 令和2年度財務監査結果と内部統制の運用状況

- ア 事務の実績があるにもかかわらず、リスク「無」としている所属<sup>16</sup>が3所属あったが、対象事務の財務監査での指摘事項はなかった。
- イ リスク評価シートにおいて、リスク「有」とした事務にもかかわらず、リスクへの対応に記載がない項目があった28所属の令和2年度対象財務監査結果については、指摘事項は28件であった。また、内部統制を実施した全106所属における指摘事項は合計で118件であった。
- ウ リスクへの対応策の記載の有無と、令和2年度対象財務監査結果の指摘事項との相関関係は認められなかったが、物品・財産に係る指摘事項数は、増加

<sup>16</sup> 6頁 第5 2 (1) リスク評価シートの検証を参照

傾向であり、また、物品・財産は、リスク評価シートでのリスクへの対応策の記載なしの件数も顕著である点には留意が必要である。

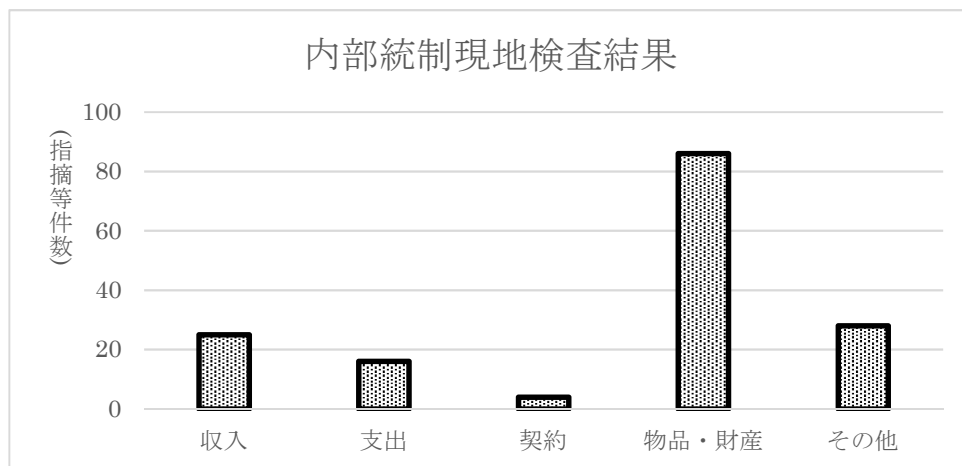
- エ 中間自己評価シートの不適切事項のうち、事前のリスク対応を多重チェックとしていたもので、令和2年度対象財務監査で指摘事項となったものはない。
- オ 中間自己評価シート記載の不適切事項そのものは対応済であるものの、改善方針を徹底できていなかったため、同種の事務が、令和2年度対象財務監査で指摘事項となった事例が2件あった。

〈意見〉

中間自己評価、統括評価者の検査及び財務監査結果から、再発のおそれがあるものについては、改善方法の指導を実施されたい。

カ 統括評価者の検査結果

財務監査とは別に、統括評価者が、各所属における自己評価では発見できないような問題がないか、独立した視点で、令和2年10月16日から令和3年2月26日の間、検査を実施している。結果は、物品・財産についての指摘事項が突出している。物品・財産の指摘事項が多いのは、令和2年度対象財務監査結果と同様の傾向を示している。



### (3) 令和2年度の内部統制実施所属（知事部局）の事務量について

令和元年度と令和2年度の財務監査結果の指摘事項を比較するには、その2年間の事務量に大きな変化がないことが前提になる。2年間の事務量の変化を支出証拠書類（支出命令書）数で比較したものが下表である。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、例年とは事務状況が異なり、各所属とも講習、会議、イベントが中止、縮小となった反面、新型コロナウイルス感染症対策事務が増え、更に令和2年末には高病原性鳥インフルエンザの業務も発注した。しかしながら、支出総件数は5%減程度であったため、財務監査指摘事項数の比較は可能と判断した。

(件数)

節	R元	R2	前年比率
報償費	2,009	1,607	80%
旅費	13,879	5,962	43%
需用費	19,722	20,377	103%
役務費	5,205	5,097	98%
委託料	7,297	7,553	104%
使用料及び賃借料	3,583	3,189	89%
負担金、補助及び交付金	4,818	8,993	187%
工事請負費	3,377	3,403	101%
扶助費	2,132	2,069	97%
その他	3,134	3,371	108%
計	65,156	61,621	95%

## 第6 まとめ

内部統制制度は、冒頭に記載した「業務の効率的かつ効果的な遂行」「財務報告等の信頼性の確保」「業務に関わる法令等の遵守」「資産の保全」を目的とした制度であり、事務の適正な執行を確保する基盤となるものである。

令和2年度から開始した内部統制の運用は、リスク評価シートの一部で記載漏れがみられるものの、リスクの可視化、リスク認識としては、おおむね適正と認められる。過去の監査結果で指摘事項が多く、チェック体制として多重チェックの割合の高い支出、契約の指摘事項は大きく減少していること、また、ヒアリングの結果からも内部統制が機能していると判断できる。

内部統制統括責任者である香川県知事から監査委員に提出された内部統制評価報告書には「重大な不備は把握されず、有効に整備・運用されていると判断した。」とされており、行政監査でも、中間自己評価までの制度整備・運用について同様の結果

となった。

一方、物品・財産については、多くの所属において、リスクの影響度を「中」以上と判断し、また、多重チェックを実施しているにも関わらず、財務監査での指摘事項は増加傾向にあることから、今後、物品・財産に関するリスクへの対応策については、その改善を期待する。

リスクへの対応については、所属ごとに実施するのが基本である。所属にあっては、不適切事案に対して、「注意喚起」にとどまらず、リスクの重大さにより、課内研修を行うなど、担当者やチェックの中心となるGL等の能力向上に努められたい。また、制度所管課にあっては、内部統制制度の対象となるすべての所属において発生した同種の不適切事項や監査結果における類似の指摘事項等について、その内容や傾向等を横断的に把握・分析するとともに、その結果を踏まえた分かりやすいマニュアルの整備や見直し、さらには、デジタル化の推進が図られる中、不適切事項が発生しにくいシステム構築等も希望するものである。

### Ⅲ 財政援助団体等の監査

#### 1 財政援助団体等の監査

地方自治法第199条第7項の規定により必要に応じて監査を実施することができる財政援助団体等については、所管部局の定期監査時に、当該団体等に対する所管部局の検査が適切に行われているか否かを確認するほか、適宜、監査の対象とするものを抽出して、監査を実施することとしている。

#### 2 監査方針

監査の対象となるものが極めて多数に上るため、監査を実施する財政援助団体等は一定の基準を定めて抽出し、また、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人を重点的に監査することとしている。

#### 3 令和2年度実施の監査（令和元年度対象）

##### (1) 監査実施団体（16団体）

No.	団 体 名	種 別
1	(公財) 置県百年記念香川県文化芸術振興財団	出資
2	穴吹エンタープライズ(株)	指定管理
3	西日本ビル管理(株)	指定管理
4	(公財) 香川県環境保全公社	出資
5	(公財) かがわ産業支援財団	出資 補助 貸付 指定管理
6	香川県信用保証協会	出資 補助 貸付
7	(公財) 瀬戸大橋記念公園管理協会	出資 指定管理
8	瀬戸大橋高速鉄道保有(株)	出資 貸付
9	ことでんバス(株)	補助
10	(一財) かがわ県産品振興機構	出資 補助
11	(公財) 香川県農地機構	出資 補助
12	(公社) 香川県青果物協会	出資 補助
13	(公社) 香川県畜産協会	出資
14	(公財) 香川県水産振興基金	出資
15	(公財) 香川県建設技術センター	出資
16	香川県建築設計協同組合	指定管理

(2) 監査の結果と措置の状況

令和2年度に実施した財政援助団体等監査の監査結果に基づき講じた措置について知事から報告があった。

監査対象団体に係るもの

団体名	監査の結果		措置の状況
西日本ビル管理株式会社	指導注意事項	浄化槽保守点検業務の委託料について、消費税率引上げ分を支払っていなかった。	適正な額の請求となるよう、委託先に未払いとなっている消費税率引上げ分の請求を求め、提出された請求書に基づき支払いを行った。
		前回の監査で指導していたにもかかわらず、指定管理の委託料で取得した備品について、県との協定に基づく台帳を作成していなかった。	対象となる備品について、備品等取得台帳を作成した。 今後、指定管理の委託料を充てて取得した備品等については、直ちに同台帳を作成することとし、作成漏れのないよう職員へ周知、確認を行い、適正な管理を徹底する。



#### IV 住民監査請求に基づく監査

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度中に 2 件の住民監査請求があった。

1 件は請求を受理し、監査を実施した結果、請求に理由がないものとして棄却（一部却下）した。そのことを知事に報告するとともに、これを公表した。

その他の請求 1 件については、請求の要件を欠いているものとして却下した。

個別外部監査契約に基づく監査はなかった。

住民監査請求に基づく監査の状況（令和 2 年度）

No.	請求内容	却下	棄却	勧告	取下
1	違法な財産の管理を怠る事実に係る損失補填等の措置の請求について (令和 2 年 5 月 19 日付け)	○			
2	平成 30 年度政務活動費の返還を怠る事実について (令和 2 年 6 月 30 日付け)	△ 一部 却下	○		
計 2 件		1 件	1 件	—	—

却下した住民監査請求の概要は、次のとおりである。

<p><b>No. 1 違法な財産の管理を怠る事実に係る損失補填等の措置の請求について</b></p> <p><b>請求の内容（要旨）</b></p> <p>県の違法な審査により、貴重な財産の旧高松南署跡地の利用が長期間滞っており、本件は地方自治法第 242 条第 1 項に規定する違法に財産の管理を怠る事実に該当する。違法に財産の管理を怠る事実について、香川県監査委員が厳正に監査の上、責任を有する者に損害の補填を求めるほか、その他の必要な措置を講ずるよう香川県知事に対して勧告することを求める。</p>
---

住民監査請求の概要は、次のとおりである。

<p><b>No. 2 平成 30 年度政務活動費の返還を怠る事実について</b></p> <p><b>1 請求人からの請求の内容（要旨）</b></p> <p>香川県知事が平成 30 年度に香川県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、次の違法・不当な支出の返還を請求することを怠る行為は違法なので、当該支出金額について各議員に対して香川県に返還するよう請求することを求める。</p> <p>ア 公職選挙法で禁止された寄付行為に該当する可能性のある意見交換会費等</p> <p>イ 用途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない会派への支出</p> <p>ウ 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費</p> <p>エ 按分されていない自家用車利用経費等</p> <p>オ 支出先が黒塗りで勤務実態や親族等への支出でないかどうか不明な人件費</p> <p>カ 政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの</p> <p>キ その他、政務活動との関連がないもの</p>
--

- (ア) 事務所の使用実態や支払先との関係、賃料の適正さについて疑問がある
- (イ) 名刺代
- (ウ) 年賀はがき購入費

## 2 監査の結果及び監査委員の判断（要旨）

意見交換会会費の9件（石川豊議員1件、香川芳文議員1件、高城宗幸議員2件、谷久浩一議員1件、辻村修議員1件、平木享議員3件）は、政務活動費を充てた支出から除かれたため却下し、その余の請求に関する部分は、請求に理由がないものと認め、棄却する。

### (1) 個々の監査対象についての判断

#### ア 意見交換会会費

政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法、充て可能な経費の範囲については、地方公共団体の裁量に委ねられており、本県では、政務活動費交付条例を制定し、その具体的な運用については、政務活動費マニュアルを作成している。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は地方公共団体間で取扱いが異なることもあり、本県の政務活動費マニュアルにおいては、会費が明確に設定されていない会合等に政務活動費を充てできないとはされておらず、本件支出については、全て、条例で定める手続は適正に行われており、違法又は不当な支出であるとはいえない。

また、領収書発行者が宗教関連団体のものについては、内容が意見交換会等であり、宗教活動そのものへの支出ではなく、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。祭りの際の祝儀と推認されるものについては、内容が意見交換会であり、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。領収書発行者が企業となっているものについては、内容が勉強会や意見交換会であり、使途基準に違反しているとまではいえない。多額な会費については、毎月学習交流会がある会の年会費であり、会費の上限も定められていないことから、違法又は不当な支出であるとまではいえない。同一団体に続けて支出している会費については、異なる趣旨で開催され、各々意見交換会を行ったものであり、回数の上限も定められていないことから、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

請求人は、違法又は不当な支出があったことを推認させるだけの一般的、外形的な事実の存在を具体的に主張したとはいえず、また、広範多岐にわたる議員活動の中でなされる意見交換の内容の報告を全議員が全て行うことは困難であり、法令等にもそのような定めはないことから、請求人の主張は合理性がなく認めることはできない。

また、監査委員は、公職選挙法に違反するかどうかの点まで判断をすることはできない。

#### イ 会派共同政務活動費

政務活動費は、執行機関に対する監視の機能を果たすための活動に充てられることも多いと考えられるため、その適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、執行機関等からの干渉を防止する観点から、政務活動費交付条例では、政務活動費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員が、政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入って使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。

会派共同政務活動費の支出は、政務活動費交付条例で定める手続を経ており、請求人においては、政務活動費に係る個別具体的な支出が使途基準に適合しないことを明示しておらず、使途制限違反が明らかにかがわれるとまではいえないことから、違法又は不当であるとまではいえない。

#### ウ 議員12名の交通費及び宿泊費

請求人は、詳しい視察や調査内容の説明がないことから、適法な政務活動費の支出とは認められないと主張するが、政務活動費交付条例等においては、詳細な視察や調査の内容

を報告することまでは求められておらず、また、本件視察等について、資料の提出及び説明を求め調査を行ったところ、議員が行う調査研究や研修や要請又は陳情の活動に該当するものであることから、当該視察等に係る交通費及び宿泊費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

エ 議員 18 名の燃料費

議員全員から月毎の走行台帳が提出され、当該走行台帳には、使用日、行先、走行距離、燃料費等が記載されていることが確認された。

請求人は、走行台帳が公開されておらず、目的や行先が不明である以上、2分の1は政務活動費として認められない旨を主張するが、条例等で走行台帳の公開は規定されておらず、また、各議員は、政務活動費マニュアルに沿って走行台帳に走行距離を記載しており、その積算金額も支払証明書の金額と一致することから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

オ 議員 34 名の人件費

(ア) 政務活動補助職員の人件費

a 人件費の支出先（被雇用者）

当該議員全員が、政務活動補助職員との間で雇用契約を締結しており、白川和幸議員を除く 33 名の議員については、雇用契約書に記載されている被雇用者と領収書における領収者の名前が一致していることが確認された。なお、白川和幸議員については、人材派遣会社を利用して、職員が派遣されたことが確認された。また、議長からは、各議員から収支報告書の提出があった際に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している旨の説明があったので、使途基準に沿ったものといえる。

b 政務活動費での負担割合を 2 分の 1 以内としている議員の支出

27 名の議員に係る人件費については、政務活動費での負担割合を 2 分の 1 としている。政務活動費マニュアルによると、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を 2 分の 1 以内とする。」と明記されており、この場合、その実績を証明することまでは求めているないので、違法又は不当な支出であるとはいえない。

c 政務活動費での負担割合を 2 分の 1 超としている議員の支出

7 名の議員に係る人件費については、全額に政務活動費を充当し、有福哲二議員に係る 1 名分の人件費については同負担割合を 10 分の 8 に、黒島啓議員に係る 1 名分の人件費については、同負担割合を 3 分の 2 にしている。

檜昭二議員については、政務活動に従事した実績に基づいて算定した給与を支払っているとの説明があり、このことは人件費の支出整理簿で確認できた。また、檜昭二議員以外で全額を充当している 6 名の議員については、雇用契約書において業務内容として政務活動の補助事務である旨を記載しており、議長からは、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認したとの説明があった。さらに、有福哲二議員及び黒島啓議員からは、政務活動補助事務のみとして雇用しているが、政務活動以外の業務に突発的に従事することも想定されるので、その割合を除いた率としている旨の説明があり、提出された両議員の雇用契約書の写しには、業務内容として政務活動の補助事務以外のものは記載されていないことを確認した。

政務活動費の充当率の判断については、政務活動との関連性を最も熟知している議員の裁量を尊重すべきであることに鑑みると、各議員の雇用契約において、業務内容を政務活動に係る事務とすることが契約書に明記されている以上、明らかに使途基準に違反しているとはいえず、当該議員に係る人件費については、違法又は不当な支出とまではいえない。

(イ) 人件費に係る領収書の黒塗りの可否

情報公開の範囲と個別の政務活動費の支出に関する違法又は不当の判断とは別個の問題であって、情報をどこまで公開するかについては、監査委員が判断する事項ではない。

カ 議員 26 名の広報費

当該議員の広報誌等の提出を求め、その内容を確認したところ、政務活動費マニュアルで示されている「県政に関する政策等」とはいえないものであるとまで断定できるものは認められなかった。また、請求人が按分により支出すべきであると主張する顔写真やプロフィール、大書した名前の掲載については、すべての広報誌等において、大なり小なり見受けられたが、議員が広報誌等により議会活動や県政に関する施策等について広報活動を行う場合に、当該広報活動の主体又は責任の所在を明らかにするため、相当な範囲で議員の氏名や顔写真等を掲載することは許されるものと解されるどころ、これらが掲載されていることのみをもって、その部分は政党活動、後援会活動、宣伝活動に該当するという請求人の主張は採用できない。

したがって、政務活動費を全額又は一部充当していることについて、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえない。

キ 議員 6 名の事務所費

(ア) 鎌田守恭議員の事務所費

1 階部分は後援会と管理会社で併用しており 3 分の 1 を政務活動費で充て、3 階の 1 部屋は後援会と併用しており 2 分の 1 を政務活動費で充てていると説明があった。このことについては、光熱水費に関する契約書において明記されており、また、建物賃貸借契約書において、政務活動費を充当している部分の使用目的は、県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならないと明記されており、あらかじめ政務活動を目的として使用する部分とそれ以外の部分に明確に区分して契約し、その結果、全体としては 2 分の 1 以内の充当となっていることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

(イ) 谷久浩一議員の事務所費

地元である土庄町にも事務所があり、政務活動に使用する事務所は高松市に所在している。選挙区から離れた同事務所において政治活動や後援会活動が行われているとは考えにくいと、同事務所が専ら政務活動を行うためのものであるという説明は一定の合理性があることから、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

(ウ) 辻村修議員の事務所費

当該事務所には政務活動補助職員が配置されており、使用実態はあると考えられ、支払先は親族が経営する会社であるが、政務活動費マニュアルにおいて、親族が経営する会社が所有する不動産の賃借料に政務活動費を充当できないとはされていない。賃借料については、政務活動費マニュアルにおいて上限の定めはなく、賃貸人と賃借人の双方が合意して契約を締結していることから、適正でないとはとはいえない。また、賃借料に係る領収書をみると、2 分の 1 に按分して政務活動費が充当されていることから、当該賃借料の支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

(エ) 西川昭吾議員の事務所費

当該事務所には政務活動補助職員が配置されており、使用実態はあると考えられ、賃借料については、政務活動費マニュアルにおいて上限の定めはなく、賃貸人と賃借人の双方が合意して契約を締結していることから、適正でないとはとはいえない。また、賃借料に係る領収書をみると、2 分の 1 に按分して政務活動費が充当されていることから、当該賃借料の支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

(オ) 水本勝規議員の事務所費

当該事務所には政務活動補助職員が配置されており、使用実態はあると考えられ、支払先は地元の農業従事者である。賃借料については、政務活動費マニュアルにおいて、上限の定めはなく、貸借人と借借人の双方が合意して契約を締結していることから、適正でないとはとはいえない。また、賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、当該賃借料の支出が違法又は不当なものではない。

(カ) 宮本欣貞議員の事務所費

当該事務所は、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから全額を計上していると説明しており、事務所の賃貸借契約書においても、使用目的として政務活動に係る事務所として使用するものと明記されている。また、自宅を後援会事務所としていることから、政務活動費を充当している事務所が専ら政務活動に使用する事務所であるという説明は一定の合理性がある。以上のことから、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ク 議員4名の県政報告会に係る会場費等

石川豊議員からはホテルの会場で県の各部局の施策や予算等の県政報告を行ったもの、岡野朱里子議員からはホテルの会場でこれまで取り組んできた政策及び今後の県政に関する政策等について報告を行ったもの、花崎光弘議員からはホテルの会場で地元の国道整備等の県政報告を行ったもの、松原哲也議員からは地元自治会単位で議会の審議等の県政報告や意見交換を行ったものとの説明があった。

請求人は、県議選を前にしての後援会活動と考えざるを得ないと主張するが、議員4名の県政報告会は政務活動のためのものであることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

ケ 書籍購入費

議員には広範にわたる問題への対応が要求され、その活動は多岐にわたり、その一環としての議員活動をする上で、どのような図書や資料を必要とするかの判断については、個々の議員の自主的判断に委ねられ、調査研究活動としての必要性や県政との関連性を明らかに欠く場合を除き、広範な裁量が認められているものと解される。

広瀬良隆議員の当該書籍は、一概に議員の調査研究活動と無関係であるとまではいえず、調査研究活動の手段、方法及び内容の選択に関する議員の広範な裁量にも鑑みると、議員の合理的な裁量の範囲を逸脱しているとは認められず、違法又は不当な支出であるとはいえない。

コ 光ネット利用料

広瀬良隆議員の光ネットは、事務所と自宅で2つの契約をしており、それぞれ政務活動に使用しているが、自宅分の利用料は事務所分の利用料より高額な中で、政務活動費は自宅分には充当せず、事務所分のみに充当しているとのことから、全体としては2分の1以内の政務活動費の充当となっている。

政務活動マニュアルによると、インターネット利用料について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内にとされていることから、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえない。

サ 名刺代

松原哲也議員の名刺の現物を確認したところ、使途基準に違反している内容は認められず、金額が著しく高額であるなど不当な取引である要素も見当たらず、また、政務活動費マニュアルには名刺などの物品の購入先を制限する規定もない。名刺は、政務活動に限らず、通常の議員活動にも使用されることが推認されるが、政務活動費マニュアルには、事

務費について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とすることが記載されており、当該名刺代の領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

シ はがきの購入費

過去の判決を参考にし、現物の記載内容を確認の上、本件支出の適否を判断した。

森裕行議員の購入したはがきは、年賀はがきで、題名は「森ひろゆきニュース」となっており、正月の時候の挨拶と考えられる部分を含むものの、それ以外の内容は議会活動の報告といえることから、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえない。

**3 議会に対する要望（要旨）**

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、その使途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

全国的に、政務活動費に対して住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされていることに鑑みても、これまで以上に、県民の負託と信頼に応えるため、政務活動費の使途の適正な運用と透明性の確保に努める必要がある。

過去5回の監査結果において、議会に対し、政務活動費のより適切な支出に向けた要望を述べたところであるが、これまでのところ改善が進んでいるとはいえず、今回においても監査中に複数の議員から収支報告書等修正届が提出されたことは、誠に遺憾である。このため、改めて次のとおり強く要望する。

- (1) 政務活動費マニュアルの精緻化
- (2) 会派等からの収支報告の検討
- (3) 的確な審査、適正な運用
- (4) さらなる透明性の確保と効率的・効果的な支出

## V 包括外部監査

### 1 包括外部監査制度の概要

地方自治法第252条の36第1項及び第252条の37第1項の規定により包括外部監査は、毎会計年度、知事（担当窓口：人事・行革課）と外部監査人との間で契約を締結し、財務監査の範疇で特定の事件（テーマ）について外部監査人が自ら選択し監査するものである。

### 2 令和2年度の状況

令和2年度包括外部監査については、後藤英之外部監査人により「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」をテーマに健康福祉部子ども政策推進局に対して監査が実施され、外部監査人の求めに応じ当該監査の事務に協力した。監査の結果については、外部監査人からの報告書の提出を受けて、これを公表した。

また、結果（指摘・意見）を受けて講じた措置については、知事から通知があり、令和3年12月に公表した。内容は次のとおりである。

#### 【指摘事項】

番号	項目	内容	講じた措置等
1	認定こども園整備事業	県の交付要綱に定める実績報告書の提出期日が、国の交付要綱に準拠していないことから、県の交付要綱を改訂すべきである。	従前の交付要綱の内容を整理し、「香川県認定こども園施設整備事業補助金交付要綱」として新たに制定した。（令和3年4月1日施行） その中で、市町から県への実績報告書の提出期日を国の交付要綱に準拠するように定めた。

#### 【意見】

番号	項目	内容	講じた措置等
1	結婚支援事業	会員がマッチング（お引合せ）のための情報閲覧・検索及びお申込みするに際しては、拠点における専用タブレットを利用することとしている。このため、利用者は、開所時間（利用時間）内に拠点に赴く必要がある。会員の利便性向上や新会員確保の観点から、利用者の端末等から自由な時間にリモートで情報閲覧・検索、お申込みができる環境について検討することが望ましい。	会員自身のタブレット端末でお相手の閲覧・検索、お引合わせの申込みができるよう、現在、システムの改修等を行っている。
2	地域子育て推進事業	地域子育て支援拠点事業における各市町からの実績報告書については、審査の過程で、市町から関連資料を入手し、照合することが望ましい。	香川県子ども・子育て支援事業費補助金（地域子育て支援拠点事業分）の令和2年度実績報告において、各市町から、審査の過程で必要となる全ての関連資料を入手し、実績報

			告の内容と照合した。
3	小児慢性特定疾病対策事業	小児慢性特定疾病医療費受給者が、受給者証に記載された指定医療機関以外を利用する場合でも、追加の申請手続が不要となるような仕組みを研究されることが望ましい。	小児慢性特定疾病医療費受給者が、受給者証に記載されていない医療機関を受診する場合の対応について、高松市及び他県（中国・四国）の現状及び今後の方向性について情報収集を行った。引き続き、他自治体の事例を踏まえながら、受給者の利便性向上の観点から、申請手続を簡素化するための仕組みの研究を進めてまいりたい。
4	保育所施設型給付費	<p>市町からの施設への給付費の毎月の支払について、各月の支払時点で、認定が行われていない加算項目については、従前の実績等から判断して認定の可能性が高いと思われる場合は、概算で支給することができる。ただし、市町によっては、施設と協議の上、加算項目の一部を概算で支給せず、加算認定後に、遡及して支給している。</p> <p>当該事業は、各市町が実施の主体であるため、県として支払方法についての指導等の権限はないものの、各月支払で概算払いを利用していない理由について把握しておくことは、県としてより良い制度運営を図るためにも、有意義であると考えられるため、例えば、監査等において加算項目の一部を認定後にまとめて支給している市町がある場合、市町と施設の協議内容や概算で支給していない理由について確認することが望ましい。</p>	<p>令和3年度中に実施予定である、県内市町対象の保育行政実態調査において、市町が給付費を概算で支給していない場合、各施設の資金繰りの観点から、施設の運営に支障がないか確認するため、市町と施設の協議内容や概算で支給していない理由を確認する予定である。</p> <p>また、令和3年6月17日に市町保育所・認定こども園担当者会において、国が発出した公定価格に関するFAQの内容を周知した。</p>
5	保育所施設型給付費	負担金交付の基礎となる市町が作成する実績報告書は、市町のシステムで出力した支弁台帳を基に作成されている。各施設への給付金額の正確性を確保するための仕組み作りや実績報告書や支弁台帳を正確に作成する責任は市町にあるが、県としては、各市町における給付金額の算出過程の理解と、正確性を担保するた	<p>令和3年度中に実施予定である、県内市町対象の保育行政実態調査において、支弁台帳から負担金交付額を算定する算出過程を確認する予定である。</p> <p>また、確認の結果、改善すべき箇所があれば、適切に提案等を行いたい。</p>



		めの仕組み及びこれらが適切に運用されているかについて、監査等で確認を行うとともに、改善点がある場合には市町に提案することが望ましい。	
6	保育料及び病児・病後児保育利用料免除等事業	市町からの申請書類や報告書類等に対する県におけるチェックリスト・マニュアルについて、担当課内における利用の周知が行われ、より効率的かつ効果的なチェック体制を図ることが望ましい。	市町からの申請書類や報告書類等に対する県におけるチェックリスト・マニュアルについて、担当課内で情報共有し、随時改善していくことを確認した。また、効率的かつ効果的なチェックが行えるよう補助金交付要綱における様式の一部改正を行った。
7	保育料及び病児・病後児保育利用料免除等事業	市町からの申請書類や報告書について、誤りの多い市町に対しては、正確性を担保するための改善策を提案することが望ましい。	令和3年度中に実施予定である、県内市町対象の保育行政実態調査において、補助金の申請書の提出や報告書の作成過程等について確認し、誤りが多い市町に対しては、正確性を担保するための改善策を助言する予定である。
8	保育料及び病児・病後児保育利用料免除等事業	病児・病後児保育利用料無料化事業利用者の受給資格の登録申請及び利用料の償還申請について、市町に対して、郵送やインターネット等窓口を介さない申請方法等、より利便性の高い方法を提案していくことが望ましい。	令和3年6月17日に市町保育所・認定こども園担当者会において、郵送やインターネット等窓口を介さない申請方法等、より利便性の高い方法等について検討を行うよう周知した。
9	認定こども園整備事業	市町が提出する補助金精算額調書及び補助基準額算定表が、県の交付要綱に定める補助金額の算定方法に則した様式になっていない。様式を改訂することが望まれる。	従前の交付要綱の内容を整理し、「香川県認定こども園施設整備事業補助金交付要綱」として新たに制定した。(令和3年4月1日施行) その中で、県の交付要綱に定める補助金額の算定方法に即した様式となるよう「様式第1号の別紙1-①」及び「様式第5号の別紙5-①」を改めた。
10	女性相談センター事業	女性相談センターにおける相談情報等の関連資料(紙媒体)は、簿冊管理簿などによる台帳管理を実施し、全ての簿冊が所定の場所に保管されていることをすぐに検知・確認することができるようにすることが望ましい。	相談情報等の関連資料について、令和3年6月に簿冊管理簿による台帳管理を行うよう取扱要領を策定し、全ての簿冊の保管場所がすぐに検知・確認できるようにした。
11	児童福祉事業運営費	子育て支援WEBサイト「Colorful」について、さらなる利用者拡大のた	子育て支援WEBサイト「Colorful」について、さらなる利用者拡大のた

		めにアンケートの実施やアクセス数の把握等の取組の実施を検討することが望ましい。	めにまずは定量評価指標としてアクセス数を設定し、アクセス数の把握を行うこととした。
12	青年センター運営費	利用者の施設利用申請書の提出について、郵送、FAXのほか、メールでの申請も検討することが望ましい。	指定管理者において「香川県青年センター施設管理規程」及び「香川県青年センターの利用に関する取扱要領」を改正し、令和3年10月よりメールでの利用申請も可能とした。
13	さぬきこどもの国管理運営費	指定管理者に対する委託料の決定に際し、前指定期間の委託料との比較のみならず、同期間の実績も踏まえて金額の妥当性を検討することが望ましい。	次回の指定管理者公募時（令和7年度予定）には、前指定期間の委託料との比較に加え、直近の同期間の実績も踏まえて金額の妥当性を検討することとする。
14	さぬきこどもの国管理運営費	事業報告書の管理経費の収支決算書に関して、前年実績との比較のみならず収支予算との比較も実施し、報告を求めることが望ましい。	令和2年度指定管理業務に係る事業報告書に関して、予算額と決算額とを比較した収支計算書の報告を受け、年初に承認した予算に対して大きな乖離が生じていないこと及び包括協定書第14条第3項に定められる委託料の額の変更に該当しないことを確認した。